

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年5月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700383号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1800006号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成27年7月15日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月15日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る賞与額が、保険給付の対象とならない記録になっているが、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所が提出した請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同事業所から賞与を支給され、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。